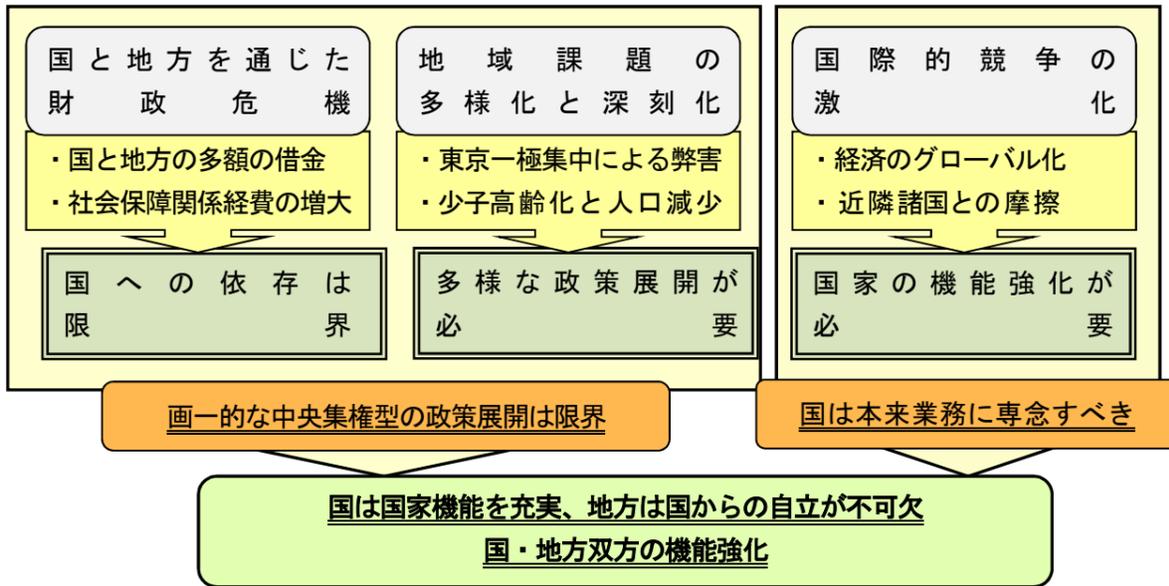
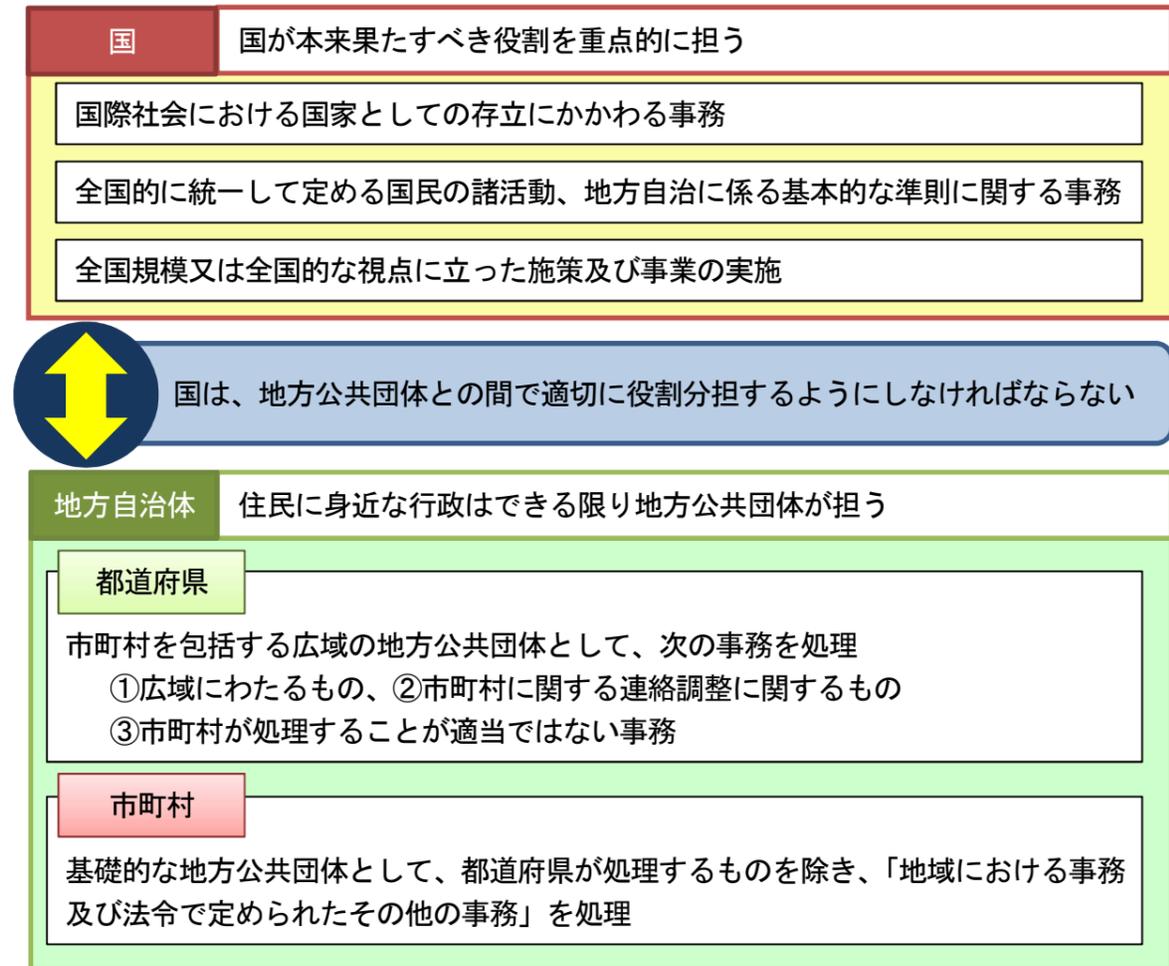


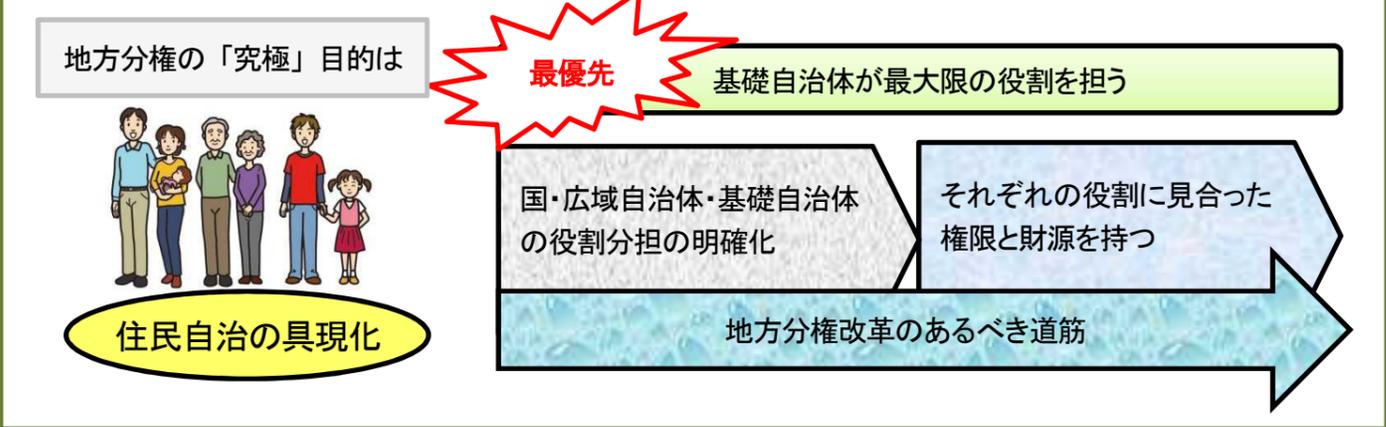
1 地方分権改革が求められる背景



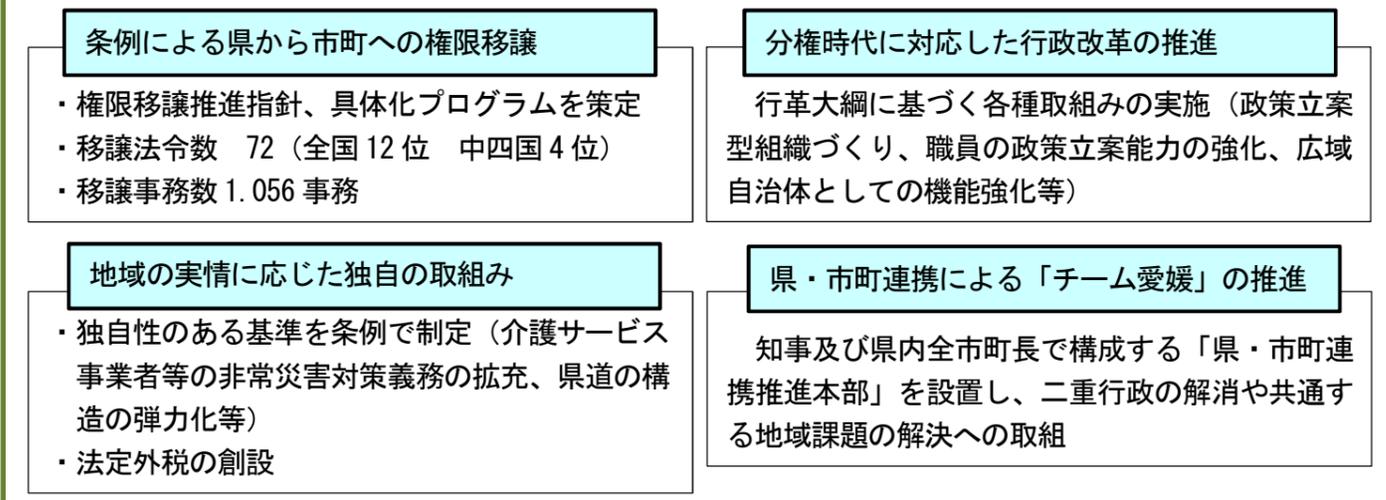
2 国と地方の役割分担



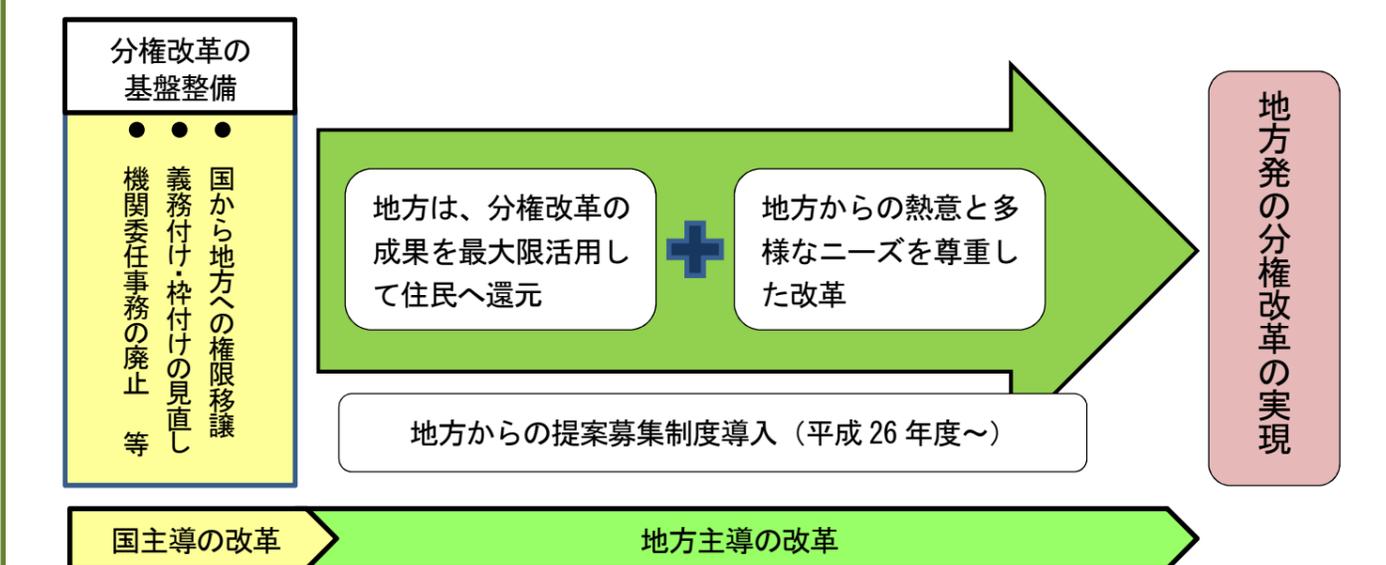
3 本県が追い求める地方分権改革の姿



4 地方分権改革に向けた本県の取組み



5 国主導から地方主導の改革への転換



各種制度の見直し

- 1 過疎地域等における人・物の効率的な輸送の実現**
自家用有償旅客運送について、事業者運行のバスと同様に、有償・無償を問わず少量の貨物運送を可能とする。また、旅客予約の無いデマンド運行便での貨物のみの運送を可能とする。
- 2 複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等に係る許可権限の見直し**
産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築する。
- 3 地域に必要な医療を確保するための国の関与の廃止**
基準病床数算定における都道府県独自加減算方式を導入するとともに、特例病床許可に係る厚生労働大臣の同意を廃止する。
- 4 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復施術所に対する指導体制の強化**
あん摩マッサージ指圧等施術所に対する指導要領、施術所で行う手技及び広告項目に係る指針等を整備する。また、施術所の開設を届出制から期限付きの許可制とし、事前に行政が構造設備基準や衛生上必要な措置を確認する。
- 5 介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上に向けた取組み**
要介護度が改善した場合に、サービス事業者にインセンティブが働く仕組み（例えば介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入）をつくとともに、サービス利用者には自己負担額の軽減措置等を図る。
- 6 過疎地域等への介護サービス事業者参入を促進するための介護報酬の見直し**
市町村と協議の上、都道府県において、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の誘導等を図る。
- 7 企業立地促進法に基づく地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件の緩和**
企業の新規立地や設備投資を促進するため、企業立地促進法に基づく地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件を緩和する。
- 8 野菜価格安定事業における指定産地要件の弾力化**
中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格補償が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。
- 9 輸出証明書（原産地証明）の申請窓口の一元化**
商品ごとに異なっている輸出証明書の申請窓口（食品→中四国農政局、水産物→水産庁）について、これまでの窓口に加えて県内に一元的な窓口を設置し、ワンストップサービスを実施する。
- 10 公営住宅法に基づく建替要件の一部廃止**
地域の实情に応じて円滑な公営住宅の建替を行うため、公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。また、公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件（市街地0.1ha以上）及び戸数要件（従前戸数以上）を廃止する。
- 11 租税債権者による自動車の所有権移転代位登録の円滑化**
納税の公平性、徴収金の確保のため、自動車検査証の記載事項の変更を租税債権者の意思による代位や監督庁の職権で可能とする。また、租税債権者から請求があった場合、所有権留保権者に対して、譲渡証明書、印鑑証明書等、代位申請に必要な書類の提出を義務付ける。

国の補助制度の見直し

- 12 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和**
【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】
補助要件である「輸送量15人/日以上を10人/日以上」に緩和する。
【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】
現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に、地域の实情を踏まえた基準（高齢化率概ね50%超等）を加えるとともに、市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を上げる。
【車両減価償却費等国庫補助金】
車両購入費補助を現行の5か年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。
- 13 エネルギー関連交付金事業における事業の採択や交付額の配分などの権限の移譲**
地域の实情に応じた事業を実施するため、エネルギー関連交付金に係る権限を都道府県に移譲する。
- 14 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金枠）に係る事業実施個所の弾力化**
当交付金をより有効に活用するため、事業実施個所を実質的に水力発電施設に係る減水区間等に限定するのではなく、減水区間を有する市町全域を対象とする。
- 15 強い農業づくり交付金の共同利用要件の緩和**
地域農業を活性化するため、交付金の趣旨を満たすものについては、事業採択要件である「3～5戸の集団」を緩和し、ある程度の規模を有し、かつ、地域の合意があれば、1戸でも事業を利用できるようにする。

義務付け・枠付けの見直し

- 16 自家用有償旅客運送事業の事務権限の移譲に合わせた運用ルールの緩和**
地域の实情に応じた自家用旅客運送を実現するため、法人格のある団体に限定されている実施主体の弾力化や自家用有償旅客運送の登録手続きの簡素化などの運用ルールを緩和する。
- 17 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場収容台数変更手続の緩和**
大規模小売店舗に係る指針に基づく必要駐車台数を確保した上での収容台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8か月の変更制限を廃止する。
- 18 工場立地法に基づく軽微な緑地の削減に係る届出義務の除外の拡大**
一定面積以上の緑地を整備している場合であって、周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれなく、緑地の移設に伴う緑地面積の減少が一定割合以下であるときは、変更届出の対象から除外する。
- 19 河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止**
一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新（軽微な変更を含む。）における国の同意を廃止する。

権限移譲

- 20 LPガス法における指導権限等の地方への移譲**
現在、国所管事業所の事故は、都道府県で対応していることから、県域をまたがって複数の事業所を設置する事業者を国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が指導できるようにする。
- 21 電気工事法における指導権限等の地方への移譲**
県域をまたがって複数の事業所を設置している事業者を国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が指導できるようにする。
- 22 農商工等連携促進法に基づく計画認定等に係る権限の移譲**
農商工連携の促進及び地域の实情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限を地方へ移譲する。

国と地方の対等・協力関係の構築

- 23 地方に影響を与える政策に係る企画段階からの地方との協議の徹底**
国の政策に伴い地方が対応せざるを得ない制度等の創設にあたっては、事前に地方と十分な協議を行うことを徹底するとともに、地方負担が生じる場合は確実かつ十分な財源措置を講じる。